

結婚から就学まで！
あなたの子育てを応援します♪

長 洲 町

子育て支援 リーフレット



産前 結婚～妊娠

●保健センター・すこやか館 (TEL 0968-78-7171)

サービス・手続き	経済支援	内容
母子健康手帳交付 (三二母親学級)		月2回の交付日(原則第1・第3木曜日)を設けています。三二母親学級として、妊娠中の体の変化やお腹の中の赤ちゃんのこと等について、保健師・管理栄養士・歯科衛生士がお話しします。
妊婦訪問【母子保健推進員】		妊娠7～8か月の妊婦を対象に、母子保健推進員による家庭訪問を実施します。出産等について分からないことや不安なことについてお尋ねください。
母子手帳アプリ 「すこやか Diary」		妊婦健康診査やお子さんの予防接種情報を管理することが出来る無料アプリです。長洲町に関する情報も確認できますのでご利用ください。
風しん予防接種費用助成	※	妊娠を希望する女性等に対し、風しんの予防接種に係る費用の一部を助成します。
妊婦健康診査 (里帰り出産時の 妊婦健康診査費助成)	※	母子健康手帳交付時に、妊婦健康診査受診券(14回分)を交付し検査に係る費用の一部を助成します。受診券は、長洲町の委託医療機関で使用出来ませんが、里帰り等により、委託以外の医療機関で使用した場合にも、助成の対象となります。
妊婦歯周疾患検診		妊婦歯周疾患検診に係る費用の一部を助成します。

●はぐくみ館 (TEL 0968-78-4189)

サービス・手続き	経済支援	内容
妊活相談【助産師】		妊娠を希望されている方等、分からないことや不安なことについて助産師が相談をお受けします。
プレママ・プレパパ教室 【助産師・保健師】		妊娠20週以降の妊婦及びパートナー等を対象として、年3～4回開催します。助産師からのお話や、赤ちゃん人形・ベビーバスを用いたの沐浴体験、妊娠スーツを着用した妊婦体験等を実施します。

産後 出産～新生児～就学期

●保健センター・すこやか館 (TEL 0968-78-7171)

サービス・手続き	経済支援	内容
新生児訪問【保健師】		保健師が家庭訪問し、母親の産後の体の状態やお子さんの発育・栄養・生活環境等の確認を行います。分からないことや不安なことについてもお尋ねください。
2か月児 あかちゃんひろば		生後2か月のお子さんとその保護者を対象とした育児学級です。お子さんのすこやかな成長や、お母さんたちの不安や悩みを解決する機会として、ご参加ください。
こんにちは赤ちゃん訪問 【母子保健推進員】		生後4か月までのお子さんのいるすべての家庭を対象とし、母子保健推進員が家庭訪問します。分からないことや不安なことについてお尋ねください。
乳幼児健康診査 ・3か月児：内科診察 ・7か月児：内科診察 ・1歳6か月児：内科・歯科診察 ・3歳児：内科・歯科診察、 視力・尿検査、心理士面談		お子さんの成長発達にとって大切な時期に、乳幼児健康診査を実施しています。医師や歯科医師の診察や、発育・栄養・歯に関するお話をします。相談や、他のお母さん、お子さんと知り合う機会にもなります。お子さんの成長発達を確認する貴重な機会として、乳幼児健康診査は必ず受診しましょう。
育児相談「すこやかひろば」		月2回、お子さんのすこやかな成長の確認や、保護者の不安や悩みを解決する機会として、子育て相談の場を設けています。保健師、管理栄養士、歯科衛生士がお話を伺います。
フッ化物塗布事業		1歳から3歳のお子さんを対象に、町内保育施設にてむし歯予防のためのフッ化物塗布を実施します。未就園児も対象になります。
フッ化物洗口事業		年中児～中学生を対象に、むし歯予防のためのフッ化物洗口を行います。
ブラッシング指導		年長児～中学生を対象に、歯科衛生士によるブラッシング指導を行います。

サービス・手続き	経済支援	内 容
新生児聴覚検査費用助成	※	新生児聴覚検査を受けたお子さんの保護者に対し、検査に係る費用の一部を助成します。
予防接種費用助成	※	定期予防接種や一部の任意予防接種について、接種に係る費用の全額または一部を助成します。

●はぐくみ館 (TEL 0968-78-4189)

サービス・手続き	経済支援	内 容
産後ケア事業		産後、家事支援を必要とする母親を対象に、安心して子育てができるように支援する事業です。
短期利用事業		子育て中の保護者が、疾病等によりご家庭での育児が困難になった場合やその他緊急一時的な保護が必要となった場合に、児童福祉施設等において、養育または保護する事業です。
臨床心理士相談		月1回の相談日を設けています。お子さんの発達や行動、学習や生活といった様々な疑問や困りごと等、臨床心理士がお話を伺います。
助産師相談		月1回の相談日を設けています。母親の産後の体や母乳のこと、お子さんのこと等、助産師がお話を伺います。
その他子育てに関する相談		子育てに関するご相談は随時お受けします。
保育園等巡回		臨床心理士と保健師が保育園・認定こども園を巡回し、お子さんのご様子をお伺いします。
思春期教室		年1回、中学2年生を対象として、九州看護福祉大学の講師の先生より性に関する学習支援を行います。
ペアレント・プログラム		「子育て方法がわからず悩んでいる」「子育ての仲間でほしい」といった保護者を対象とした全6回の子育て支援講座です。

●子育て支援センター (TEL 0968-78-4100)

サービス・手続き	経済支援	内 容
にこにこ		未就学児親子が遊びなどを通して親子の交流ができる施設です。親子行事や育児相談、子育て支援に関する情報提供なども行います。イベントの開催もありますので、お気軽にお越しください。
児童館		小学生以上18歳未満の人なら誰でも自由に遊べるところです。利用料も無料で、遊具や図書などが置いてあります。野外活動などの行事も多数行っています。
ファミリーサポートセンター		育児の援助を受けたい人と育児の援助を行いたい人が会員となって、子育てを助け合う事業です。

●子育て支援課 (TEL 0968-78-3126)

サービス・手続き	経済支援	内 容
保育園・認定こども園	※	<p>①◆保育園：長洲こどもの海保育園 保護者の就労や病気等のため保育を必要とする場合に、保護者に代わって保育する施設です。</p> <p>②◆認定こども園：長洲しおかぜこども園・長洲ひまわり幼稚園 幼稚園と保育園の機能や特徴を併せ持ち、地域の子育て支援も行う施設です。</p> <p><預かり保育> 教育時間の終了後の保育を実施します。</p> <p><延長保育> 保護者の就労形態等により、通常保育時間を越えて保育を必要とする乳幼児の保育を行います。</p> <p><障がい児保育> 障がい児に対する保育を実施します。</p> <p><一時預かり事業> 家庭で保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児を保育園等で預かる事業です。 ・定員：1日3名程度 ・時間：平日の午前8時30分～午後5時 ・料金：1日1,500円(別途、初回保険料200円が必要です。) ・事業所：長洲こどもの海保育園・長洲ひまわり幼稚園</p>
子ども医療費助成	※	中学校修了前までの児童の医療費の自己負担額全額を助成しています。

サービス・手続き	経済支援	内 容
ひとり親家庭等医療費助成	※	ひとり親家庭等の医療費自己負担額を助成します。 <対象> 児 童：全額（18歳まで） 保護者：2/3（児童が20歳の誕生月の月末まで） ※ただし、前年の所得が限度額以上の場合は対象となりません。
児童手当 支給月：6月・10月・12月	※	中学校修了前の児童を養育する方に支給されます。 <支給月額> 3歳未満 15,000円 3歳～小学校修了前（第1子・2子） 10,000円 3歳～小学校修了前（第3子以降） 15,000円 中学生 10,000円 所得制限限度額以上の場合は（年齢に関係なく一律）5,000円
児童扶養手当 支給月：1月・3月・5月 7月・9月・11月	※	18歳までの児童を養育しているひとり親家庭等に支給されます。 <支給月額>（所得に応じて金額が異なります） 全部支給 43,160円 一部支給 10,180円～43,150円 ※児童2人の場合、5,100円～10,180円を加算し、 3人目以降はさらに3,060円～6,100円ずつ加算されます。 ※ただし、前年の所得が限度額以上の場合は支給されません。
母子・父子及び寡婦福祉資金貸付	※	ひとり親家庭等の経済的自立や子どもの福祉増進のために、必要な資金をお貸しする制度です。

● 学校教育課（TEL 0968-78-3274）

サービス・手続き	経済支援	内 容
放課後児童クラブ（学童保育）		保護者の就労等の理由により、放課後や夏休み等の昼間、自宅に保護者がいないご家庭の児童の健全育成のために適切な遊びや生活の場を提供しています。
教育相談		お子さんの学校生活に関する様々なお悩みのご相談をお受けします。特に、お子さんの小学校入学を前に、不安を感じられている方等とはご相談ください。
放課後子供教室		小学校の余裕教室などを活用して、さまざまな体験活動を通して、地域住民との交流活動などを行っています。
ほっとスペース「ウイング」		さまざまな理由で学校を休みがちになっている児童・生徒を対象に、より良い生活習慣を身につけ、集団への適応能力を伸ばし、基礎学力の定着を援助しながら、学校復帰を支援する子ども達の居場所です。 教室の開設日：月～金曜日（祝祭日を除く。）TEL 0968-57-8410 ＊休業日は、土、日のほか、学校の休業日に準じています。
子育てのための施設利用給付費	※	私立幼稚園に幼児を就園させている保護者の負担を軽減するため、所得に応じて幼稚園の利用料が減免されるよう補助を行っています。 ※ただし、施設型給付費の給付を受ける幼稚園を除く。

● 福祉保健介護課 福祉係（TEL 0968-78-3135）

サービス・手続き	経済支援	内 容
児童発達支援		就学前のお子さんを対象として、日常生活における基本的な動作の指導、知能技術の付与、集団生活への適応訓練、その他必要な支援を行います。
放課後等デイサービス		学校就学中のお子さんに対して、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練等を継続的に提供します。学校教育と相まって、お子さんの自立を支援します。
特別児童扶養手当 支給月：4月・8月・11月	※	身体または知的・精神に障害のある20歳未満の児童を家庭で監護、養育している父母等に支給されます。 <支給月額> 1級該当児童1人につき 52,500円 2級該当児童1人につき 34,970円 ※ただし、前年の所得が限度額以上の場合は支給されません。
育成医療	※	身体に障害のある18歳未満の児童が、その障害を除去または軽減できる治療を指定医療機関で受ける場合、自己負担額が原則、医療費の1割負担になります。 ※ただし、世帯の所得に応じて、自己負担額の上限額が異なります。
障害児福祉手当 支給月：2月・5月・8月・11月	※	身体または知的・精神に重度の障害のある在宅の人で、日常的に特別な介護を必要とする20歳未満の人に支給されます。 <支給月額> 14,880円 ※ただし、前年の所得が限度額以上の場合は支給されません。